

別添

佐賀県建設工事請負契約約款

(経過措置：平成 31 年 4 月 1 日以後に契約を行うもので、
予定契約期間の末尾を令和元年 10 月 1 日以後とする契約用)

附 則

- 1 令和元年 9 月 30 日以前における前金払及び中間前金払については、第 34 条中「請負代金額の」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）の」として同条を適用する。
- 2 令和元年 9 月 30 日以前における部分払金の額の算定については、第 37 条第 1 項及び第 6 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（令和元年 9 月 30 日以前における第 37 条第 5 項の規定による部分払の請求にあつては、当該請負代金相当額に 110 分の 2 乗じて得た額を除く。）」と、同条第 6 項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（令和元年 9 月 30 日以前における第 37 条第 5 項の規定による部分払の請求にあつては、当該請負代金額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 3 第 37 条第 5 項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、同条第 7 項の規定にかかわらず、同条第 1 項及び第 6 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額（令和元年 9 月 30 日以前における第 37 条第 5 項の規定による部分払の請求にあつては、当該控除後の額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」と、同条第 6 項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（令和元年 9 月 30 日以前における第 37 条第 5 項の規定による部分払の請求にあつては、当該請負代金額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 4 第 25 条第 1 項の規定による請求があつた場合においては、同条第 2 項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。